

情報開示とプライバシー

JJ1SXA 池

平成13年4月に「情報公開法」が施行されましたが、それを機にという事で、月刊「ファイブナイン」の草野利一氏が、電気通信局に対し、アマチュア局の情報開示請求を行い、一部情報(コールサイン、電波の型式、周波数、及び空中線電力)が、当局より開示され、それが本年(平成14年)の4月頃、インターネット上で公開されたのは皆さんご存知の事と思います。(このサイトは10月31日に閉鎖され、近い将来には総務省が開示予定との事です)

プライバシーの保護条項(個人の権利利益を害するおそれがある情報か否かについて等)に抵触するかどうかの審議も行われ、結果的には一部情報の開示が妥当という事で決定した結果です。

情報開示については、基本的には賛成ですが、個人の取得した情報が簡単にインターネットで公開されるというのは如何なものかと思っています。

私は、免許情報が公開されても何等不都合はありませんが、公開を良しとしない局もいるでしょうし、これら情報を基に別の形での論争があったり、マイナス面も多々あります。(この情報そのものに一部誤りもあり、またリアルタイムのものでは無いです)

そもそも、この情報開示請求を行った当人が言っている、「どこの誰か知りたい」「ハイパワー局の情報が知りたい」・・・は、一寸疑問ですし、「免許情報を開示することは電波秩序の維持に役立つ」は、そういう一面(心理的に違反行為が抑制されることが期待される)はあるにしろ、絶対的なものではありませんし、法的には問題無いのかも知れませんが、やはり個人のプライバシーに関わる事ですから、個人の得た情報を簡単にインターネットで公開するというのは、一考を要するというか、個人のプライバシー問題を簡単に考え過ぎでは無いかと思っています。

免許情報は、個人のプライバシーでは無いとの意見も、ある面からは納得できますが、矢張り個人のプライバシーであることは紛れも無い事実かと思っています。

違法局に対する警告は別の視点から考えるべきであると思えます、何故ならば、このような免許情報の開示は、DXを追いかける競争におけるオーバーパワーの局のみが対象で、V・U帯における無免許局等を含む不法運用局には、全く無効の手段であり、DX競争のオーバーパワー局とて、このような手段で皆無となるのであれば、JARLが行った、**200W**を超す局のリスト発表で事足りたわけです。

順法の精神、マナーを大切にすることは当然のこととは言え、それが守れない人達も多数存在する現状を見据えた中で、真にアマチュア無線のあり方を考え、行動を起こす事の必要性を再認識し、物事を一面からのみ捉えた軽率な行動はあってはならないものと思いますが、皆様は如何お考えでしょうか。

(第54号掲載)